

## 無害化処理認定申請書（様式）

年　　月　　日

環 境 大 臣 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の10第1項(又は第15条の4の4第1項)に規定する環境大臣の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

【法第9条の10第2項・法第15条の4の4】 無害化処理の用に供する施設の設置の場所	
【法第9条の10第2項・法第15条の4の4】 無害化処理の用に供する施設の種類	
【法第9条の10第2項・法第15条の4の4】 無害化処理の用に供する施設において処理する廃棄物の種類	
【法第9条の10第2項・法第15条の4の4】 無害化処理の用に供する施設の処理能力	
【規則第6条の24の8第1項・規則第12条の12の19】 無害化処理の用に供する施設の位置	
【規則第6条の24の8第1項・規則第12条の12の19】 無害化処理の用に供する施設の処理方式	
【規則第6条の24の8第1項・規則第12条の12の19】 無害化処理の用に供する施設の構造及び設備	別添

【規則第 6 条の 24 の 8 第 1 項・規則第 12 条の 12 の 19】 無害化処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 1 項・規則第 12 条の 12 の 19】 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
【法第 9 条の 10 第 2 項・法第 15 条の 4 の 4】 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 2 項・規則第 12 条の 12 の 19】 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 2 項・規則第 12 条の 12 の 19】 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 12 の 19】 無害化処理の方法	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 12 の 19】 無害化処理の用に供する施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 12 の 19】 着工予定年月日及び使用開始予定年月日	

【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 12 の 19】

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

所在地	
面積	
積替え又は保管を行う廃棄物の種類	
規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 19】 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項、法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は法第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 19】 法第 8 条第 1 項又は法第 15 条第 1 項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 19】 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号リ（法第 14 条第 5 項第 2 号ハ）に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 19】 申請者が法人である場合には、法第 7 条第 5 項第 4 号ヌ（法第 14 条第 5 項第 2 号ニ）に規定する役員の氏名及び住所	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 19】 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当す	

る出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額	
【規則第 6 条の 24 の 8 第 3 項・規則第 12 条の 12 の 19】 申請者に令第 4 条の 7（令第 6 条の 10）に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所	
【告示】 無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法	

#### 注記

- 法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）  
 令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）  
 規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）  
 告示 : 石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成 18 年環境省告示第 99 号）

○添付資料一覧【規則第6条の24の8・規則第12条の12の19・平成18年環境省告示第99号】

添付書類			
事業計画の概要を記載した書類（様式1）			
無害化処理の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図			
無害化処理の用に供する施設の処理能力の10分の1以上の規模の設備又は1日当たりの処理能力が20トン以上の規模の設備を用いて行つた実証試験に関する書類			
<table border="1"><tr><td>実証試験の概要を記載した書類</td></tr><tr><td>実証試験において石綿含有一般廃棄物等が基準に適合したことを示す書類</td></tr><tr><td>実証試験における排ガスの性状、放流水の水質及びこれらの量を記載した書類</td></tr></table>	実証試験の概要を記載した書類	実証試験において石綿含有一般廃棄物等が基準に適合したことを示す書類	実証試験における排ガスの性状、放流水の水質及びこれらの量を記載した書類
実証試験の概要を記載した書類			
実証試験において石綿含有一般廃棄物等が基準に適合したことを示す書類			
実証試験における排ガスの性状、放流水の水質及びこれらの量を記載した書類			
当該申請に係る無害化処理の方法と当該無害化処理の用に供する施設において行う廃棄物の無害化との科学的因果関係を説明する書類			
施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書			
無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類			
規則第6条の24の5第6号（規則第12条の12の17第6号）に規定する者の履歴書			
当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類			
法第7条第1項若しくは第6項、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項に規定する許可を受けている場合には、当該許可証の写し			
無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類			
申請者が法人である場合には、直前5年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類			
申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類			

無害化処理の用に供する施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為

申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまで（法第 14 条第 5 項第 2 号イからヘまで）に該当しない者であることを誓約する書面（記入例）

申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号リ（法第 14 条第 5 項第 2 号ハ）に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

申請者が法人である場合には、法第 7 条第 5 項第 4 号ヌ（法第 14 条第 5 項第 2 号ニ）に規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

申請者に令第 4 条の 7（令第 6 条の 10）に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

## 注記

- 法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）  
令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）  
規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）  
告示 : 石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成 18 年環境省告示第 99 号）

## 事業計画概要

事業概要	
無害化処理を行う者	
無害化処理の方法	
最終処分が終了するまでの処理の工程	
設置場所	

無害化処理施設諸元	処理の方式	能力	設置場所		
	稼働状況	温度 (溶融方式の場合のみ)	滞留時間		
	排ガス処理設備の方式および能力				
処理することとしている廃棄物	種類	割合	量(トン)		
環境保全対策	水質汚染				
	大気汚染				
	悪臭				
	振動				
	騒音				
	飛散				
	流出				
	地下浸透				
連絡先					
添付図					

## 実証試験の概要及び結果

実証試験施設諸元	処理の方式	能力	設置場所
	稼働状況	温度 (溶融方式の場合のみ)	滞留時間
	排ガス処理設備の方式および能力		
試料	種類	割合	量(トン)
分析結果 (排ガス、破碎ガス、ばいじんが発生しない場合は記入不要。)	分析対象物	分析方法	分析結果
	敷地境界		
	排ガス		
	破碎ガス		
	処理生成物		
添付書類	ばいじん		
	設備仕様の概要(付属施設を含む。)、プラント図(分析対象物採取位置がわかるもの)、試料の性状、サンプリング方法、分析結果の詳細と結果を証明するもの、試験時の気象条件(風向風速を含む。)、その他関連書類		

(記入例)

年 月 日

環境大臣 殿

## 誓 約 書

当社における監査役を含む全役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまで（又は法律第14条第5項第2号イからヘまで）のいずれにも該当していないことを誓約します。

住 所

氏 名